に限る。）、三七二から三七五まで、三八一から三八七まで、三八八・三九八から四〇〇まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇一、四〇二から四〇六まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇七、四〇八、四〇九から四一一まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四一二、四一三、四二八から四三三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四三四、四三五

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区久多下の町三六六から三七一まで、三七八から三八二まで、四七九から四八九まで、四九一から四九三まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

下の町三六七・三七〇・三七一・四七九・四八〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字割石東山乙一六二四、乙一六二四の二から乙一六二四の二九まで

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字西山乙一九八五の一四八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和三十一年十月三十一日農林省告示第七百八十号

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年八月十一日農林水産省告示第千四百十一号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに安芸高田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十六年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十七号を結んだ線に囲まれた区域並びに次に掲げる土地に存する標柱二十八号から標柱五十号までを順次結んだ線及び標柱二十八号と標柱五十号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県唐津市横野字塔ノ元四七六の一、四七九の二、四八二、四八三、四八五、四九一、四七六の一地先、四七八の二地先

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）